

「宮崎県感染症予防計画」の一部変更に係る意見等

	該当ページ	意見	対応（案）
1	資料 1-2 1 1 ページ	第 5 3 緊急時における他の都道府県等との連絡体制 この中に「他の都道府県」との連絡体制と「県下各市町村」との連絡体制を一つの項目にまとめているが、それぞれに対しての県の立ち位置が違ふと考えられるので、別に項目を立てるべきなのではないか。特に複数の市町村で発生した場合、統一的な対応指針を提示するとあります。連絡体制というより連携ではないか。	国基本指針では「連絡」という表現であるが、貴見のとおり「連携」も含む内容であるため、「連絡・連携」と修正する。 また、市町村との連絡・連携体制についても、貴見のとおり項目を別に立て、あわせて医療関係団体についても修正する。(次ページ参照)
2	資料 1-2 1 3 ページ 1 4 ページ	第 7 3 (1) (4) の文言から「中傷」という単語が削除されているが、理由は何か。ネット社会で簡単に悪意ある情報を拡散して人権を侵害できる時代だからこそ残す必要があると思うがどうか。「結核予防計画」も同様。	貴見のとおり、「中傷や差別等」と修正する。
3	資料 1-2 1 4 ページ	第 8 1 施設内感染の防止 この見出しの「施設」は一見すると、一般的な施設全てを指すように思われる。医療福祉施設に限定されているのであれば、見出しも分かりやすくした方がよいのではないか。	貴見のとおり、「病院、診療所、高齢者福祉施設等の施設内感染の防止」と修正する。
4	資料 1-2 2 ページ 1 4 ページ	(1) 2 ページ 感染症患者等の人権の尊重の中の、4 行目の「感染症に対する差別や偏見により」を「偏見や差別により」とした方がよいのではないか。 (2) 1 4 ページ 同上で、8 行目を「偏見や差別により」とした方がよいのではないか。	前出の意見により、1 4 ページについては、「中傷や差別等」と修正する。 2 ページ他については「差別や偏見」の表現が不揃いであるため、統一して「差別や偏見」とする。
5		性感染症については、特に項目立てる必要はないのか。	対象となる分野が多く、個別の感染症の項目を立てることは難しいが、本指針は、感染症法に定められている感染症全てに係るものである。

2 緊急時における国との連絡・連携体制

- (1) 県は、法12条第2項に規定する感染症患者等の発生届があった場合、確実な国への報告を行うとともに、新感染症への対応や緊急時の対応等国との迅速かつ確実な連携に努める。なお、連絡体制はインターネット、電話、ファクシミリ等確実なものを複数構築する。
- (2) 県は、検疫所における一類感染症患者等発見時の同所からの情報を受けた場合は、検疫所と連携をとるとともに、関係都道府県等に広く情報を提供し、同行者等の追跡調査等の措置を行う。
- (3) 県は、国に対して、感染症の患者の発生状況等について、可能な限り詳細な情報を提供するなど緊密な連携を図る。

3 緊急時における他の都道府県との連絡・連携体制

- (1) 県は、他の都道府県と緊密な連携を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案した上での必要に応じた応援職員、専門職員の相互派遣について協議する。
- (2) 県は、本県を含む複数の都道府県で感染症が発生した場合は、関係都道府県間の対策連絡協議会設置などに参画するなど連絡体制の強化に努める。

4 緊急時における市町村との連絡・連携体制

県は、消防機関を含む県下各市町村に対し、感染症に関する情報等を適切に提供し連携をとる。また、複数の市町村にわたる発生で緊急時の場合は、統一的対応方針の提示等市町村間の連絡調整を図り、拡大防止に努める。

5 緊急時における医療関係団体との連絡・連携体制

県は、医師会等の医療関係団体と緊密な連携をとり、感染の拡大防止に努める。

6 緊急時における情報提供

県は、緊急時においては、県民に対して感染症患者の発生状況や医学的知見、県民が講じる対策等を積極的に情報提供することにより、県民の不安を取り除くとともに、感染症のまん延防止を図る。

「宮崎県結核予防計画」の一部変更に係る意見等

	該当ページ	意見	対応（案）
1	資料2-1	本文中（資料2-2）の17ページの（2）対応についてのア～オで出されているため、資料2-1の左下の「本県の結核の現状と課題」の部分については、「結核患者の約8割が65歳以上の高齢者である→高齢者に重点を置いた対策が必要」は単なる高齢者でなく、「健康度の高い高齢者と介護度の高い高齢者（施設入所者等）に対する対策が必要」としてはどうか。	貴見を参考に、資料2-1を「結核患者の約8割が65歳以上の高齢者である→特にリスクの高い高齢者に重点を置いた対策が必要」と修正。
2	全体	年代表記について、宮崎県感染症予防計画は元号表記だが、結核予防計画は西暦も併記（西暦表示が主）しているのは何故か。	結核予防計画では、統計データを多く用いたため、西暦表示を併記した。
3	資料2-2 3ページ (4)イ 4ページ (6)イ	4ページの（6）施設等の管理者のイの差別や偏見が生じないように、同資料の3ページの（県民）のイと同じく偏見や差別としてはどうか。	3つの計画について「差別や偏見」の表現が不揃いであったため、3ページのイを「差別や偏見」と修正。
4	資料2-2 4ページ	第2（6）施設等の管理者イは教育施設と限定して書かれているが、アは、「施設」が何を指すのか具体的ではない。民間企業が入る事務所も「施設」と考えるのか。	貴見を参考に、「ア 感染症法第53条の2に定める施設等の管理者は、施設内における結核の発生の予防及びまん延防止のため、法に定める定期健康診断の実施や有症状時の早期受診の勧奨など必要な措置を講ずるよう努める。」と修正。
5	資料2-2 11ページ	第3（10）全結核患者に対するDOTS実施率 宮崎県の全結核患者の数値は2011～2017年までであるが、全国の数値は全て揃っていない。 重要視されるべき数値だと思いが何故か。	全国のデータは、国の結核に関する特定感染症予防指針の進捗状況に関する全国調査が行われた際の数値を参考として記載している。未記載の年には調査が行われていない。
6	資料2-2 22ページ (4)	22ページの（4）の最後の「患者の人権を損なわないように配慮する。」を「努める。」としてはどうか。	貴見のとおり。 「患者の人権を損なわないように努める。」と修正。
7	資料2-2 25ページ	第6 2結核の予防に関する人材の育成 「予防」計画とはいえ、人材育成すべき内容を「予防」と限定・特化して不都合はないのか。結核に関する知識の中に予防医学的なものも含まれると考える。 （2）の対応が全て、予防に関する資質向上ではないとも思う。単純に「結核に関する人材の育成」で良いのではないか。	貴見のとおり。 「結核に関する人材の育成」と修正。
8	資料2-2 25ページ	第6 3（2）アエの文言から「中傷」という単語が削除されているが、理由は何か。ネット社会で簡単に悪意ある情報を拡散して人権を侵害できる時代だからこそ残す必要があると思うがどうか。	貴見を参考に、25ページ3（2）アと26ページのエを「中傷や差別等」と修正。
9	26ページ	26ページの上から5行目エの「差別等により」を「偏見や差別等により」としてはどうか。	

「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」の一部変更に係る意見等

	該当ページ	意見	対応（案）
1	資料3-1 資料3-2 5ページ (3)①	概要（資料3-1）の県行動計画の概要の対策の基本的な考え方の中に、「人権の尊重のため施策」を入れてほしい。 また、本文（資料3-2）の5ページの県民に対して最終文言に、「患者に対する偏見や差別が生じないように努める。」を追記してはどうか。	貴見のとおり。 概要の対策の基本的な考え方の中に、「基本的人権の尊重」を追記する。 本文中に、「患者に対する差別や偏見が生じないように努める。」を追記する。